

第 24 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 5 月 13 日（木）午後 1 時 00 分～午後 4 時 30 分
場 所 津センターパレス 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉
村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、木
下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。今日は 24 回目の協議会です。それぞれの皆さんにおかれまして、お忙しい中、今日ご出席をいただきまして、ありがとうございます。5 月 6 日に調整案を作りまして、そして委員の皆さん方に主旨等をお話をいたしました。そして、今日ご協議をいただきたい。こんなお願いをしてまいりました。それで、今日はご覧になっていただきまして、あれっと思われたかもわかりませんが、丸い形でお座りをいただきました。いつも私があちら側におりまして皆様の方を向いておりますので、どうも委員の皆さん方同士のお話合いとか、それから、ちょっと距離もありましたので、声も届きにくかったとか、いろいろ反省もいたしまして、できるだけ近い所でお座りいただこうかな、こんなふうに思いましたので。できますれば、そんな主旨どおりに、よろしく活発なご議論をお願いをいたしたいと思います。今日は、議員の身分等についての事柄から始めさせていただきますけれども、考え方等は私もいろいろと今まで提案を通してお話をしてきておりますので、私の役目はまとめということに、そっちの方に徹して参りたいと思います。ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。今日の議事でございますけれども、前回提案をさせていただきました協議事項が 7 件、それから、継続協議となっております協議事項が 3 件でございます。少し多うございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上であります。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより、会議の進行を議長に移させていただきます。なお、本日織田委員、渡邊委員からご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。それでは、会長よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、津地区合併協議会規約第 9 条第 2 項の規定におきまして、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。今日の会議は、ただ今川上が申し上げましたが、23 人のご出席で協議会規約第 9 条第 1 項の規定を満たしまして成立しておりますことを、まずご報告を申し上げます。次に、今日の会議録の署名委員をお願いをいたしたいと思います。美里村長の黒川さん、それから、久居市議会の議長の辻委員さん、お願いをいたします。3 号委員さんからは、木下委員さん、お願いをしたいと思います。

3 議 事

(1) 協議事項

- ・協議第 75 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
《協定項目》(継続協議項目)

会 長 それでは、今日の議事に入ってまいります。まず、協議第 75 号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたしたいと思えます。前回の協議会でのご意見等の内容を踏まえまして、議会の議員の定数及び任期の取扱いについての調整案をまとめまして、5 月 6 日には各委員の皆さんに調整案の内容をご説明し、各委員の皆さん、各団体でご検討いただいた上で、今日 13 日にご協議をお願いしたいと申し上げてきたところです。あえて繰り返しますれば、調整案の内容は、在任特例は採用せず、13 日には確認をするという前提で、新市の議会議員の定数は 38 人とする。それから、新市設置後最初に行われる選挙により選出される議員の任期に限り合併特例法の定数特例を適用し、議員の定数を 42 人とする。それから、もう 1 つ、定数特例の適用に当たりましては、合併前の 10 市町村の区域により選挙区を設ける。こういう形で、いわばたたき台的にご提案をいたしましたところでありまして、今日は、まず、議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、それぞれの議会でご議論をされ、団体としておまとめになった意見をお伺いをいたしたい、こんなふうに思えます。いろいろと伺いますと、本当に議論はいろいろあったと思えます。その中で、できるだけ主題に沿った形で発表をお願いしたいと思えます。一通りお聞かせをいただきまして、そして、その時点で、皆だいたい同じ考えだと、もし、まとめられましたら、そこで、ひとつの調整の内容として整理をさせていただきたいと思えます。それから、でも、いろんなご意見があって、お伺いだけではとてもまとまらないようではございまして、その後暫く時間をかけて整理をしていきたいと思えます。その時にいろんなご意見がありまして、意思のまとめ方といたしまして、もう皆さん議会等で、いろいろとご経験のプロの方ですから、ご承知と思えますが、確認の方法には、いろいろあると思えます。でも、協議会の申し合わせといたしまして、協議会は議決機関でもございせん。案件を協議し確認する協議機関というふうに私も心得ておりますので、できるだけ総意で確認をすることにいたしたいなど、こんなふうに思えます。従いまして、挙手でありまして、起立でありまして、投票でありまして、個別に確認をする方法は避けたい、こんなふうに思えます。全会一致というのが一番望ましい形でありますけれども、やむを得ない場合には、2 / 3 以上の意思ということをお判断させていただいて、全体の意思の確認としてお諮りをするところもあろうかなと、こんなふうに思えます。そういった場合、今日ご出席の委員各位、最終的にそれぞれ決定権をお持ちになるお立場、こんなふうに存じますから、いろいろとここでお話があり、仮に選択が必要となる、そういう選択肢の中から、今日最終的に 1 つに選択をしていただきたい。こんなふうをお願いをいたします。従いまして、俗な言葉で申し上げれば、お持ち帰りはなし。こういうかっこうをお願いをしたいと思います。これは、あくまでも、いろいろ意見はあると思えますけれども、どの考え方が勝ったとか、負けたとか、そんなことではなくて、やはり、新市でこれから構成されていきます新しい議会、その市議会はいったいどのような格好が望ましいとする、お互い住民の代表でございまして、そういった観点からのまとめをお願いをいたしたいと思えます。今も申し上げましたけれども、考え方も十分お話してございまして、あまりお話することもなく、議長としてのまとめ役にさせていただきたいと思えますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。それでは、まず、この件につきまして、2 号委員さんから各議会でのご意見をお伺いをさせていただき、一当たり聞いたところで 1 号委員さん、また、3 号委員さんのご意見をと、まず、前回辻議長さんからでしたので、今日はこちらから、また、今度はどこかそのへんから回るかもわかりませんが、今日はそんなことで、

恐れいりますが、津市の田村委員さんからお願いをしたいと思います。よろしくお願
いします。

田村委員　では、こちらからということですので、津市議会の考え方を披露させていただき
たいと思います。津市といたしましては、合併と同時に法定定数 38 人で、小選挙区を設
けずに 1 選挙区で選挙を行う、こういうご意見の方が多数でございました。しかしな
がら、合併協議会のこの案につきましても、今まで協議を重ねてまいりました 10 市町
村がまとまるのであれば、あえて反対しない、可としたいな。こういう考えでござい
ますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

水谷委員　河芸町でございますが、河芸町は特別委員会を 5 月 6 日の日に持ちまして、6 日に
代表者会議が開かれ、その中で、最後の調整部分が作られたということで、配布され
たわけでありましたが、それを中心に議論してまいりました。特に河芸町は終始一貫し
て、在任特例の方が多数であったということの主張のその背景には、町の総合計画、
これは事業継続中であって、特に事業項目については、3 年後のローリング計画の今
段階に入っていると、だから、空白期間がもたらすことは非常に町にとって、後退の
意味をもたらすということで、これの実現のために皆さん意見が出ておったところ
でございます。この最後の調整の文言を見ますと、新たな動きとして、そのような意味
で取れるような部分があるわけでございますが、これについては、たいへんご努力い
ただいたということで評価をいたします。ただ、私どもは、この文言だけでは具体的
なことの保証にはならないということもありまして、もう一度、やっぱり、何らかの
形で具体的な明記を 1 つお願いしたいということが多数の意見でございました。その
ことによって、今後の取扱い、特に在任特例の取扱いについては改めて判断をしたい、
このように思っております。それから、もう 1 点は同時に議員の定数の問題でござい
ますが、これについては、これから先の展開において、在任特例を認めないというこ
とであれば、全ての特例は認めることはおかしいです。だから法定定数 38 名で即選挙、
こういうことで、特に小選挙区制を導入することは、たった 1 回のことで、地域に大
きなしこりを残すようなことについては避けたい、こういうことが多数の意見であり
まして、河芸町としては、このようなことを確認して終えております。以上でござい
ます。

柴田委員　芸濃町議会でございます。私ども、この 10 日に特別委員会を持ちまして、6 日に取
り決めていただきました提案内容(1)(2)(3)(4)について、賛成多数でその案
に合わせますということでございます。

永田委員　美里村でございます。私どもも 7 日の日に特別委員会を開きました。6 日の日に事
務局より届けていただきました案について協議をいたしました。前回 28 日の日に在任
についても、私ども村の要望としてお話をいたしました。そういった中で 6 日の日に
事務局より届けていただきましたことにつきましては、内容を見てみますと、まず、
あとは各首長の中で話をしてくださいよというようなことで了解をいたしまして、そ
の中において 1 つだけ定数。これにつきましては、私ども議会といたしましては、3
号委員さんが出されておりました提案、これの 6 番目に出ております、旧市町村単位
で少なくとも 2 名以上の議員を確保するものとするということを尊重してほしいとい
うようなことで意見はまとまりました。その中におきましては、1 票の格差、憲法違
反でないかということもいろいろ議論をいたしましたけれども、ずっと、これをこの
まましていけないのではなしに、とにかくこの 1 回だけは、どうしてもこの案で理
解をしてくださいということでございます。3 号委員さんに出させていただいて
おります、3 号委員さんの意見ということについては、我々は民意の声だろうと、このように判
断いたしました。お願いをすることでございます。よろしくお願ひしたいと思いま
す。

浅生委員　安濃町の浅生でございます。皆さんご存知のとおり、5 月の 10 日の臨時議会におき
まして、6 名の提出によりますこの会より脱退をという決議が提出され、いって重

要な案件であると認識し、議会全員で継続審議ということが決まって、特別委員会も設置され、そこに審議方をご依頼しておる最中でございます。それで、この会には安濃町の代表として私が出席はさせていただきますが、ご意見等は差し控えるということで、議員全員の了承が取っておりますので、意見は差し控えさせていただきます。

今井委員 失礼します。美杉の今井でございます。6日のこの原案を受けまして、私とこは10日に合併全協を開きました。いろいろと今までの諸々の会議等で私ども議会の意見というものを申し述べてまいりました。そういった意見はそれぞれ出たわけでございますけれども、最終とりまとめましたのは、小選挙区制には反対。それは望まない。定数特例を一強して、1本の大選挙区制度ということで集約をいたしました。そのことで一任を受けて参っております次第でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

天花寺委員 白山町でございます。白山町は昨年の12月から議員の身分については、全員協議会において、在任特例にはよらず、定数特例に基づき小選挙区制を決め、当協議会においても発言してきたものであります。去る6日木曜日合併時の議員定数は定数特例に基づき42名とし、小選挙区制を設けることを提案され、協議会の各市町村が議長提案で調整されるならば、白山町合併特別委員会においても、議長の提言を、提案を尊重するという、10日の日に確認いたしました。しかしながら、今日までの協議会においての2号委員の皆さんの発言から、あまりにも1票の重みを重視した42名の定数特例では、協議会において絶対全体の調整は困難な数ではないかと考えます。4月28日第23回の合併協議会において、合併に際して議会の議員の定数は38人として調整を行うという議長の提案に対して、白山町特別委員会は定数を48、小選挙区制とする試案を作成いたしました。定数42名の発表と同時に、参考として出されました43、45の場合よりも48の方が各自治体に納得していただける数字ではないかと考えております。定数42名案をもって調整困難な場合、もし発言を許していただければ、内容について、本協議会において説明したいと考えております。もう一つ、特別委員会の中で申しておりましたのは、本日、協議会において調整が困難な場合、この先いかように整理するのか、それをお聞きしたいという意見も多くありました。次回の27日の合併協議会までなら、是非とも議員の定数について調整されることを望んで報告させていただきます。以上でございます。

豊田委員 一志町でございます。一志町は5月の7日に合併全協を開催させていただきました。結論から申し上げますと、前回発表したと同じように基本的には在任特例という形を主張させていただきたいと思ひます。しかしながら、今後の進展状況によっては議長一任という形でございますので、よろしくお願ひいたします。

藤川委員 香良洲でございます。私どもは、5月6日の事務局の調整案を受けて5月11日に全協を開きました。その場におきまして、一応皆さんから意見が出たのは、多数の方が在任を使わせていただきたいという声がありましたが、前回お話ししましたように、私どもは合併を前提としている限り、在任なしの調整案で協議させていただきました。その結果、会長案であります、私ども大変小さな町ですので、定数特例の選挙区であった場合、町を二分するようなたいへんきつい選挙になり、新しく合併しても、町のわだかまりが何十年と続くような土地柄でございます。皆さんの意見としては、1票の格差の問題と地域の問題とを考えますれば、法定どおり38の定数で、しかも選挙区なしで1本の選挙を望む声が圧倒的に多くありました。もし、その選挙区を設ける場合の査定でありますれば、町を二分しないためにも最低2名以上の定数を確保していただきますよう、お願ひ申し上げて、私どもの議会の考えといたします。

辻委員 久居市です。久居市は5月10日と11日午後の2日間にわたり議論をいたしました。その結果、会長提案であります、定数特例42名と10選挙区の選挙に対する審議に關しましては大多数が反対でございました。久居市はたくさん意見がございまして、42人これはいいという方と、また小選挙区、大選挙区が良い、悪いという意見と、38人

大選挙区でいけと、そういうことで、5つほどの意見に分かれておりますので、今度の反対の意見になったわけでありまして、選挙をする議員の数が一応42名とするのが、5名ほどございまして、あとは、38人の定数でという方が多数を占めました。また選挙区も小選挙区という意見が数人ございまして、一選挙区の大選挙区、これが13名で多数でございまして、結果的に法定定数38人の大選挙区という意見が多数を占めましたので、一応久居市としての結論は、こうなったんでありますが、まだ議論する余地もあるじゃないか、もう少し時間をかけてという意見もありましたので付けさせていただきます。以上久居市の意見でございます。

会 長 皆さん、ありがとうございます。それでは、1号委員さんは、いかがでございましょうか。何か今、団体を代表してご発表になられまして、特に、はい。

辻 委員 議長、すいません。

会 長 はい。

辻 委員 久居市の意見はそういう結果だったんです。申し訳ないのですが、これはいつ出したらいいのか考えておりましたのですが、要望書がありまして、全会一致でございまして、前は皆さんに、お出しをせず、会長のみにお出ししたのですが、今度は簡単な要望書でございまして、私が読み上げますが、皆さんに配ってよいかどうか、会長に許可してもらっておりません。会長がいいとおっしゃいましたら、皆さんにこれをお渡しさせてもらいますし、許可がないなら、私が個人的に一人で持って周りますが、どのようにお計らいさせていただいたらいいのでしょうか。会長お願いします。

会 長 どうぞお配りになってください。その方が皆さんお分かりやすいでしょう、どうぞ。それで、皆さんに渡りましたが、辻さん、何かお話ありますか。

辻 委員 すいません。どうでしょう。もう目を通していただいたらよいか、私が読み上げるべきなのか。議会の方は読み上げよという意見があったのですが、それでは、傍聴の方もお見えでございますし、皆さんの分を用意してございませぬので、要望書を読ませていただきます。現在、合併協議は合併の成否を左右する重大局面を迎えている。10市町村の大合併という全国的にも希な重要課題を完遂するためには拙速かつ強引な決定はなんとしても避けなければならない。幸い、合併関連3法が国会通過の寸前にある。この際、法改正の趣旨を最大限に活用し、合併期日の延長も視野に入れ、ルールに則り、残る重要問題について慎重に審議を進められるよう近藤会長に強く要望するものである。平成16年5月13日、津地区合併協議会会長近藤康雄様、久居市議会市町村合併調査特別委員会委員長、福田正一、委員一同でございます。よろしくお願いたします。会長ありがとうございます。

会 長 私宛にご要望いただきまして、皆さんにご覧になっていただきましたように、ルールに則りというのと、慎重に審議というのが、2つの結合であるように思います。私に強くご要望なさっております、私もルールはもちろん、それから、大事なことでありますから、慎重審議は当然と心得ておりますので、この要望書をいただきまして、それでは会議を続けさせていただきます。よろしゅうございますね。戻ります。1号委員さんに、まずお伺いをいたしました。いかがでございましょうか。よろしゅうございますね。じゃ、3号委員さん、一通りご意見があれば、お伺いいたしたいんですが、ございませぬでしたら、よろしいです。はい、どうぞ。

木下委員 はい、私、木下から言わせていただきます。今日は織田委員が欠席ですので、私と織田委員との話し合いが一致いたしましたので、今述べさせていただきますのは、織田、木下の意見として、会長提案の議事を受けて、少し述べさせていただきたいと思っております。私たちが先に提案しました旧市町村単位で少なくとも2名以上の議員を確保するものとするという提案をさせていただきました。この点において、定数42人に受けて再度意見を、特に2点において述べたいと思っております。1つとして、いまだ格差により小さい町村が過疎化から置き去りにされるのではないかと不安があります。1票の格差といった原理原則を申すのではなく、地域住民の心情をくみ取り、現に不

安を持つ人口の少ない所への配慮を再度望みます。それから、2つめとして、定数特例に占められた各選挙区の定数減の比率は、津市の32人から22人というのは約31.2%に対し、定数1人になった3地区においては約91.7%という大幅な減であります。これもまた、不安の1つになっております。地域の声を合併時において、確保するという考えから最低2人が望ましいと考えます。少しでも、不安や不満を減らした合併を再度期待します。また、各地域の意見をお聞きしましたところ、津市の住民の方々からも、私の述べた意見以外の意見で各地区2名をとという声が、聞いた中では多くありましたことも述べさせていただきたいと思っております。最後に、要望として、提案には定員1人区に対応策として、地域審議会の活用という点が出されています。これまで、住民は行政議会にお任せという面が多々ありましたが、今後は住民意識を高めるためにも、しっかりした基盤のうえに活動されますよう要望します。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、委員の皆さん方、それぞれのご意見をお伺いになって、それから、既にご発表になった事柄を他の方のご意見を伺って、また少し何か付け加えとか、いろいろ、あったら、どうぞ、お話ししていただいて結構なんですが、どうでしょうか。はい。

藤川委員 今1号委員の方は意見なしと、2号委員は各述べられまして、3号委員の方も、木下さんも、一応代表で述べられたということです。できますれば、ちょっと、ここで休憩をいただいて、2号委員で、再度協議をさせていただく時間を取っていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

会 長 はい、そうですか。天花寺さんは何か、どうぞ。

天花寺委員 今、香良洲町さんからご指摘がありましたように、ここで、今いろんな意見の違いを調整をしても困難かと思えますけれども、2号委員でもう一度時間を取ってやりませんか。あるいはもう少ししてから、やりませんか。そこらへんとも、時間のことは議長ともお話しなありませんけれども、一度私も取っていただいた方がいいんじゃないかというふうに考えます。

会 長 他の皆さん、いかがでしょうか。ありがとうございます。本当にいろんな角度からご意見をいただきました。それで、ここで議論を一步進めていかなければなりません。今まで私なりに伺ってきた事を整理をいたしますと、河芸さんや美里さん、一志さんが在任という希望の話もありましたけれども、お伺いをしておりまして、これではなくては、というんでしょうか、どうしても在任でなくては、というふうにはお伺いをいたしませんでした。そういうふうに理解をさせていただいて、大方の皆さんのご意見に沿っていかなければいけないかな、そうすると、在任特例につきましては、1つ整理をして横に置いておいて、あとは採用しないことを基本といたしまして、あとは選挙区制を取るのか取らないのか、そしてその場合、議員の定数を何人にするのかとか、いろいろ、そういったようなことを協議していく必要があると思えます。意見を差し控えるとおっしゃった団体もごさいますけれども、皆さんをひっくるめまして、今の田村委員さんからもお話がありましたけれども、お3方の少しこの問題は、特に2号委員さんの協議をとということ、私は大切にしたいと思っておりますので、それでは、ご趣旨のように少し本会を休憩をさせていただいて、2号委員さんの方を、どこか部屋を取りまして事務局がご案内をさせていただきますので、そこで、もっと具体的にご協議ということで、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、そんなふうに。そして、これは2号委員さんのお集まりになっていた時の座長さん、田村さんをお願いをしてよろしゅうございますか。じゃ、そんなことで一旦本会を休憩をさせていただきます。それでは、事務局どこか部屋にご案内してください。

事務局長 それでは、2号委員さんは、4階に降りていただいて、4階の第2会議室をお願いしたいと思います。それから、1号委員さんと3号委員さんは、第3会議室のほうをご用意しておりますので、そちらの方へお移りいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会 長 あ、傍聴してらっしゃる方にお話をいたします。今田村委員さんにどのくらいかかるとお伺いしましたら、30分から1時間ぐらいかな、とおっしゃっていますので、これも、これから次第ですので分かりません。お前、そんなこと言っていたけど、もっとかかったと言われるかも分かりませんが。そんなやり取りをしておりましたので、お心得ください。

事務局長 1号委員さんと3号委員さんは、4階の第3会議室を用意しておりますので、そちらでお待ちいただきたいと思います。

休 憩

会 長 それでは、お待たせをいたしました。特に傍聴の方恐縮でございました。長くお待ちいただきまして。協議会を再開をいたします。ただ今2号委員さんの懇談会に、いろいろご協議いただいて終わっていただきました。それでは、2号委員さんの代表の田村委員さんから意見集約の内容をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

田村委員 それでは、まとめさせていただいた座長としての立場から、ご報告を申し上げたいと思います。まず、結論から申し上げます。この際、法定定数の38人の1区選挙でいこうと、このように決まりました。論議された内容でございますけども。いろいろな意見出たんですけども。集約させていただきますならば、それぞれの市町村で今まで取り組んできた我が町、我が市、我が村をやはり、これから先も大事にしていきたい。その思いの重なった議論だったかな、こう考えておりますし、非常に大事な意見を聞かせていただいた中での結論でございます。結果としてそう出させていただいたわけでございますけども。今言いましたような、それぞれの町づくり、市づくり、村づくりに取り組んできた、それぞれの火を、今ここで消すことなく、合併後新市、大きくなった津市に引き継げるような、ひとつの確約というか、担保を絶対に必要とする。こういう条件の中で冒頭にいただいた、このように思っております。協議会の会長さんにおかれましても、そこらへんの意味をおくみ取りいただきまして、今後進めていただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。1号委員さん、それから、3号委員さんの方は会議の中にお入りをいただいておりますので、今の田村委員さんからお話のあったことを、ひとつお諮りをしたいと思います。今のご説明で、何かご質問ご意見がございましたら、どうぞおっしゃってください。お分かりになっていただけましたでしょうか。ありがとうございます。それでは、今の田村委員さんのお話を整理をいたしますと、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定により定める新市の議会議員の定数は38人とし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例は、これを適用しない。これが取扱いについての案になります。今、整理をさせまして皆さんの所にペーパーをお配りをいたしますので、ご確認をいただきたいと思えます。それから、今の田村委員さんのお話にありました、もちろん2号委員の方、ご協議の中で、皆さん、そのことをお話になったんだと思いますが、それぞれの議会の議員の方がそれぞれの地域の行政をかくあるたしと、ご努力なさってきた1つひとつの火は当然新市においても大事にしていかなければならないと思えます。前回の案の時に若干付け加えまして建設計画の考え方を申し上げましたけれども、まだ、それでは少し理解に欠けるといようなご意見もございますので、これは、1号委員、首長でございますけれども。また席を持ちまして、よく、どういった形でそれを新市執行部に引き継いでいくのか、そういったことを協議をさせていただき、そして、皆さんのご懸念に対する答え方にしていまいりたい、こんなふうに思っていますので、よろしくご理解をお願いをいたしたいと思えます。それでは、修正案ができましたら、お配りをいたしますが、はい、それじゃお配りをしてください。それでは、少し傍聴の皆さんには、お配りしておる途中でありますが進めさせていただきます。修正案はただ

今協議第 75 号としてお手元にお届けをいたしました。あえて内容はご説明申し上げなくてもお分かりのことと存じますので省略をいたします。それでは、協議第 75 号議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、ただ今提出をさせていただきました修正案の内容でご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、協議第 75 号議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、ただ今の修正案の内容で確認をいたします。前々回の提案から、5月6日の調整案の提案、それから今日の修正案の協議、各委員とも本当に皆さんにお時間を取っていただき、また慎重かつ本当に気に入らせてご議論いただきました。真摯なご議論を基に新市に合い相応しい結論が、私はいただいたものと、こんなふうに思います。心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。それでは、他にも今日の協議事項が残っておりますので、協議を続けさせていただきたいと思いません。

・協議第 58 号 各種事務事業の取扱いについて

下水道事業(その1)(継続協議項目)

会 長 協議第 58 号が各種事務事業の取扱いについて下水道事業(その1)、これを議題とさせていただきます。この項目でございますが、流域下水道の維持管理負担金関係、それから、流域下水道建設負担金関係、下水道事業計画、それから、下水道事業の受益者負担金の賦課及び下水道事業受益者負担金の徴収、この5項目でございます。これを1月16日の第17回でご提案を申し上げまして、2月4日の第18回協議会でご協議いただき、そして、継続協議を続けてまいりまして、改めて今日ご協議をいただくものであります。これまで、いろいろ説明をしましてまいりましたので、もうお分かりのことと思ひ、私からは特に先立ってご説明は申し上げませんが、少し時間が経っておりますので、この場でまた改めてご質問とかご意見がございますれば、お伺いをいたしたいと思ひます。いかがでございましょうか。はい、ちょっと、待ってくださいね。それじゃ、水谷委員さん。

水谷委員 河芸町の水谷でございますが、ちょっと、2点にわたりまして、意見を申し上げたいと思ひます。まず、下水道事業の受益者負担金のあり方についてでございますが、ページでは3/7の20、21に該当する項目でございますけど、今日までの幹事会とか行政サイドから河芸町の現状については再三説明を行っておるといふ報告を私は受けております。その中でどうしても理解できないことは、私どもの中勢流域の下水道事業については、現在進捗状況については、まだほとんど最初の段階で、事業活動そのものがないような状況でございまして、最初の当初計画から15年、18年更に21年ぐらいまで、実際の供用開始が遅れるだろう、こういう見通しが今説明として受けておる段階であります。この受益者負担金の問題を中心に、この席上で、もしその方向性が出るということであれば、今まで供用開始から1年から2年を大体目途に、こういう問題については、調整をして住民説明を行ってきた。こういうような取扱いの経緯があるんですが、全くそれを反故にしなければならぬ。むしろ河芸町は全体的にそういう説明を住民の皆さんに行ってきたという経緯がございます。従って、そのような理由からもう一度、この調整の時期を何とか検討できないだろうかというのが私の今申し上げたいことでございます。特に、この賦課方式の問題については、まだまだ十分住民の説明がされてない。こういう時期でございますし、これを無視していくということになれば、当然細部調整を津市と、供用して今下水道事業が始まっているわけですが、河芸町で決めたことと、それから、ほに同じパイプでつないでおるラインのお隣のところは、全く違う料金でいいのかどうか、こういうことがあって今まで調整期間をずっと待っておったんですね。これはやむを得ず、そうなっ

った。つまり工事が遅れてしまっておりますから、そういう予測されない状態にあったという、行政の方の怠慢じゃないんです。そういう面から考えていきますと、やむを得ず、そういうことになっておるにも係らず、今回この方式を採用するということで、協議会の中で決めてしましますと、住民に全く説明のないままに、協議会がそれについて、今日差し入れたということになってしまします。そういう面がありますので、少し無理があるのではないかと。もうひとつは、住民の不信がそれによって、受益者負担の差異が出るのなら、混乱は明らかです。そういう場合、今までの扱いからいって、供用開始を1、2年前を前倒して、やれということで、もし、あるんだったら、それはそれなりの可能性はあると思うんですが、そんなことはやれるものではないというのが私も議会、あるいは行政側の姿勢であったわけですね。だから、このへんも考えていただきまして、どうも駆け込みをしていいのかどうか、私も分かりませんが、少なくとも住民の皆さん方に説明責任がある。そういう面で、全くそれを欠いたような形でここで決めるということのことは、いかがなものか。こういうことが意見です。

長谷川委員 河芸町の長谷川でございます。先ほどの河芸町水谷委員長の方から発言させていただきましたように、下水道受益者負担金につきましては、供用開始の1年前ぐらいを目途に負担金を決定するのが本来の姿であり、住民へも、その主旨で、度々何回となく説明をしまりましたのが現状でございます。従って、この上最大の要因は急に大幅に工事が遅れたということが大きな要因だと思います。従って関係住民の皆さんに理解と協力を得ながら、スムーズに事業推進にかかっていきたいと思しますので、そのためには調整内容につきましてのご配慮をよろしくお願い申し上げたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。以上です。

会 長 はい、久居市さんは今の件とは、ちょっと違うんでしょうね。流域下水道の志登茂川処理区の話は、久居市さんには関係がないし、今のお話は志登茂川処理区のお話ですから。ちょっと、また後でご意見をお伺いすることにして、今のことについて部長さん、じゃお話をしてください。

下水道部会 下水道部会でございます。受益者負担金について、2点ご質問をいただきましたので、ご意見をいただきましたので、お答えいたしたいと思します。まず、第1点でございますけども、賦課の算定方式ということにつきましては、受益者負担金につきましては、合併後に1つの市の中で、下水道事業の実施に伴う受益の考え方に対する格差を設けるべきではないとの観点、および受益者負担金が下水道整備時に一度限り賦課される制度である中で、広い土地ほど将来有効な土地利用が可能であり、その土地の利用状況に応じて、下水道事業により受ける受益も増大することとなりますことから、戸数割、面積割を比較した場合、より公平な制度となるよう面積割で統一することで調整がなされたものでございます。続きまして、2点目の合併前に単位負担金額決定済区域での、これは志登茂川処理区という前提でお話させていただきますが、従前の例によるものとするという調整方針につきましては、合併協議がなされている間においても、下水道事業は継続して進められている状況でありますことから、その事業が同時期に進められている地域では合併前と合併後の受益者負担金の金額の差が生じることは好ましくないという考えから特例として、取扱いを定めたものでございます。なお、この特例としての取扱いにつきましては、これまでの幹事会等でも合併までに受益者負担金に関する条例を新たに制定される場合は、これまでの調整の主旨を十分踏まえ、合併後に新たに算定されます受益者負担金との間に格差が生じないようにご説明を申し上げておるところでございます。また受益者負担金の額を決定する时期的な取扱いにつきましては、その他賦課事務の取扱いが津市の例により調整されることとなっておりますことから、津市の例を申し上げますと、下水道の供用開始時期とあまりかけ離れない1年～3年ぐらい前に受益者負担金の額を決定している状況でございます。なお、例規の取扱いとして申し上げますと、合併時点で旧の市町村の条

例は全て失効となり合併後は新市の条例になりますことから、下水道の供用開始とあまりかけ離れた時期に受益者負担金の額が決定されている場合は、下水道の事業費が決定されていないあまりにも早い段階での措置でありますことから、新市としての条例として整理する時には、経過措置の取扱いとしては、含まれないものではないかと考えております。以上でございます。

会 長 河芸町さんのご質問に今お答えした部分は、質問された方と答えた人は分かっているんですけども、多分。皆さんには、急に専門的な所へ入りましたので、少しどういうことをご質問になりお話ししているのかなと思われたか分かりませんので、幹事長さん、ちょっと、少し解説をしてください。部分の話になっていますので、お分かりになりにくいかと思います。

幹事長 幹事長の高橋でございます。この下水道受益者負担金の賦課につきましては、調整表3 / 7ページ、4 / 7ページの所に記載がございます。それで、新市におきましては、久居市の例により一元化するというのを、そういう方針を出させていただいておりますが、ただし書きのところ、合併前に単位負担金額決定済区域で合併後賦課を行う場合は、従前の例によるものとするという特例を設けております。これは、先ほど部会長が説明しましたように、下水道受益者負担金といいますのは、ある一定の供用開始が可能となった区域ごとに設定をしましてまいりますので、一旦その金額を決定した地区におきましては、合併前後で金額が異なるということについては好ましくないということから、この特例を設けたということでございます。そういう意味で、この受益者負担金というのは何を基に決めるかといいますと、7 / 7ページのところに賦課方式・算定方法ということで示してありますけれども、基本的には面整備末端管渠整備費の一定割合を戸数なり、面積の単位で算定をするという考えでしておりますので、実際に供用開始がされる地域での事業費というものがはっきりした段階で設定し、それを賦課するというようにしておりますので、今回の志登茂川処理区につきましては、処理場の建設が遅れておまして、当初18年度供用開始予定ということでございまして、現況欄にもそのように記載されておりますけれども、実際はもう少し予定が21年度か22年度になるということでございますので、その供用開始時期に合わせた設定をしていきたいということでございます。それで、最後のところで、部会長が触れました、これらの受益者負担金、各市町村の条例でそれを根拠を持つわけでございますけれども、今回、この津地区は新設合併ということでございますので、合併時におきまして、それぞれの条例は一旦全て失効いたします。それを新市で新しく条例を制定するのか、経過措置として継続するかということについては、合併時での今後方針を決めるわけでございますけれども、その段階において、やはり、現実とそぐわない条例といいますか、特例については、見直しといいますか、経過措置を検討していく必要があるということでございます。

会 長 両者から説明をしましたが、どうぞ。

水谷委員 これから先の事業を進めるにあたりまして、事務側の方の説明は、それはそれで1つの根拠があるということなんでしょうが、河芸町におきましては、これは丁度15年の夏頃から始まって現在16年ということに入っておるんですけど。その折、何れも地区の説明会では、この賦課方式については、供用開始1年ないし2年の間に住民説明をするというふうに触れておるわけですね。今回、そのことを全く考慮されずに、これが面積当たりという方向で出たということになりますと、住民では一体全体今まで行政の方の説明は何だったんだ、こういう不信感が増幅されてくる。こういう今大きな過渡期にきておる状態なんですね。その時に行政サイドで取ってきた、あるいは議会で取ってきたことが、住民に対して真相を語っていないということで、これは大変な問題になる恐れがある。私どもとしては、ここで扱われること自体をもう少しその辺の配慮があってもよかったですかな。そのことに関して問題があるから、幹事会あるいは行政サイドから再三アプローチしておるんですね。そのことがどこも

考慮されていない。単に事務的に1つの流れとして、今処理せんだら、たいへん難しくなるだろうというサイドでの調整だと思いますが、住民の方では、そういう受け止め方をしていない。これから、説明があるだろう。そのことが前もって分かっているにも係らず、早々と自分とこのが頭ごなしに決まってきたということになりますね。面積割がどうだという、そういう以前の問題ですね。面積割についても、いろいろ地域住民の意見はあります。今お話があったように、それで将来土地の付加価値が上がる、そんな簡単な議論じゃないですね。少なくとも今、昔からずっと、つないだお家は殆んど車も入らないということで若い者もほっている。そういう状況の中で年寄りがぼつんと1人だけ守っとる。そんな所に面積割どうのという議論じゃないんです。そういうものが出てくるんです。従って、もっと具体的な話が必要であるから、時間をもって調整をしようと、こういう調整の配慮が全く届いていないということになるんですね。その点を少し私お聞きしておきたかったということで、再度質問させていただきます。

会 長 じゃ、もう一度、幹事長さんの方がええんかな。

幹 事 長 受益者負担金につきましては、現況欄のところをご覧くださいように、津市と久居市が面積単位で設定をしております。それ以外の所につきましては、すいません、一志町も面積割でございますし、あとは、戸割という形で設定をしております。先ほど部会長も申し上げましたように、やはり、新市の中で新しく賦課していく場合には、これは統一的な取扱いを行うべきであるというところで一元化をしたいということでございます。その一元化の方向として、どのような方式が適当かということについては、調整の具体的な内容の所にございますように、単独事業費分の末端管渠整備費の1/5を面積割でお願いしたいということで、かなり、幹事会、部会でも慎重に協議した上、このような方式を新市として取っていきたいということで、ご提案を申し上げているところでございます。そういう面では個々の地区にとりましては、これから、まさに、これは地区ごとに本来金額が異なるものがございますので、その地区ごとに、どういう金額で設定をするかというのは、それぞれ、やはり、供用開始の1年程度前にご説明をしていくべきものだというふうには思っておりますけども、幹事会におきましても、かなり慎重に時間をかけて調整した上で、このような方式を提案させていただいたというところでございます。

会 長 部会長さんは、いいですか、今幹事長さんに説明してもらったけれども、ちょっと、僕が質問。地区ごとというの、どこまで地区ごとと言うのかな。金額やそんなんは全部事業費が違うから、地区ごとでしょうね。だけれども、どこからどこまで。どこまでが一元化で、どこからが地区ごとなのか。そこを説明してあげてください。

下水道部会 受益者負担金につきましては、先ほど幹事長説明いただきましたけれども、地区ごとということにつきましては、負担区という形で、整備予定が1年から3年、それを限定した形で負担金の金額を決めているというのが地区ごとと、そういう意味の地区ごとであります。

会 長 水谷さん、私がちょっと余分な事を言って、少し長くなって恐縮ですが、いかがでございましょうか。私もちょっと出すぎた事をしました。

水谷委員 今、会長さんの方から指摘がありました。私もそれについて質問しようと思ってたんです。地区ごとという表現について、何か状況設定の段階でということですけど、それを一元化のことをおっしゃってみるんですが、私ども行政のサイドで河芸町とお隣の津市とこういう部分で、ラインは一本につながっているんですね下水道のパイプは。その1m越えたら料金が違うということでは困るから調整しとるんです、今、残しておるんです。それを地区ごとという表現で、もし、見た場合河芸町独自で考えてもいいのか、こういう発想になってしまうんですね。逆に言うたら。だから、前倒しして早くこの金額で早く決めよかということで料金の違い出てよろしいんか。逆に、私らの方では、そういう説明になるんです。そういうことについての、そこま

で掘り下げて議論してもらったかどうか、このへんまで説明してもらわんと、地区ごとで分からない。

長谷川委員 簡単に言わせてもらいますと、津市さんの言うのも分かります。ただ、河芸町、要約して申し上げますと、志登茂川地区ですな、そこは河芸町はですな予定工事がいつ終わると、供用開始はいつからというんで、1年か前には津市もそうやっていますので、是非その時になったら、はっきり説明しますと、何回も地区の説明やっておるわけですな、そしたら急に5年遅れましたとききました。話がいつぺんに変わりました。その過程で職員が事務レベルで話して、ただ今課長やそんなんが職員がやってくれたらええのに、今河芸町はこうですから困ります。もし、そんなんあかんていうとってても多数決で決めます。これが現状ですな。流れてきたそのわけは協議会、最後の協議会になると、そこまで徹底しとらんわけです。課長はそうやっていうたんですけど、聞いていなかった。それを報告するわけですけど、現実と違うわけです。議会は供用開始1年ないし3年は原則的な取り方やというけども、5年遅れたということで、今までの説明とまるっきり変わるとるわけです。そこで困るので、何とか説明がやりにくいのでと言うた時にはもう既に事務レベルでありましたということがあるわけです。非常に今困っておるわけです。それは、それとして、河芸町の管轄は特に特例で何か、1年か2年前にやって、その時には戸数割と面積割とありますので、その戸数割、面積割をはっきりせんと、まだ言うてありません。その点だけ困るなということになりますので、その点を理解して欲しい。簡単な話です。回りくどいことはややこしい。それだけなんです。津市のやることは当然性があると思うけど。河芸町は特殊な技法でしてきたと、工事が5年も遅れてきたことで話が違うんです。その関係で職員が一生懸命言っても河芸町だけ負けてきたと、トップの会合になって、地区に報告はそこまでしませんわ。そやで、アンバランスになって困ったのが現状ですので、河芸町としては、これを一体的にやってかなりませんので、そういう意味でお願いしている、そういうわけで、ひとつ簡単をお願いしたいと思います。

会 長 お願いされる向きというのは分かりましたか。お願いされていいか悪いか。そうではないと進まないから。

下水道部会 負担金につきましては、一元化という形で、部会としては協議整ったところでございます。いわゆる1/5で面積割という形の一元化という方向でお願い申し上げたいと思うのですが。

会 長 同じ流域の事業だし、それから、22年頃に供用開始という、確かにおっしゃられるように、今なかなか説明が出来んということやね、でも、その幹線によっては説明していかならんところもあるし、いろいろ全部事情が違ってくると思いますね。それで、今合併前のそれぞれの市町村がこの賦課方式を決めてしめて、そして、それをそのまま引き継いでいくのか、それとも、それでは将来同じ流域事業でいろいろ差が出てくるから、その時にもういつぺん、同じ流域の事業を調整をし直すのか、ということが気になってきましたが。どうでしょうかね。そういうところがまだ少し問題があるとすれば、この負担金の賦課について一元化をするとか、そういうような基本的な方向は、お話をしておいて、具体的にどうこう、いうところは、ただし書きで、この場合は河芸町さんとうちとそれから、安濃町さんもかな、のことだから。そのへんを少し同じ流域下水道事業の関係市町村が協議をして詰めていくというかっこうに調整案をしていただければ、ご納得よね。

幹事長 つきましては、ただ今、河芸町さんからいただきましたご意見は、いわゆる調整の具体的内容のただし書きの適用、既に決定した区域での行う場合従前の例によるというところの適用部分でございますので、できましたら、基本的な考え方は、ここでご確認をいただきまして、関係する津市、河芸町、安濃町、現在、現況欄のところ予定というところで掲げておるところの扱いにつきましては、少し整理をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

会 長 よろしゅうございますか。どうも志登茂川処理区には関係のない皆さんには分かりずらいお話で恐縮でございましたが、ある部分共通したところがあったと思います。それでは、このことはご理解をいただいたとして、他はいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

辻 委員 久居市です。協議事項第 58 号、81 号、82 号については、下水道事業でござい
ますので、一括して、2 日間にわたって特別委員会を行い、審議をいたしました。その結果、慎重審議が必要であるという意見が出ましたので、継続審議をお願いしたい。ただ、ここで会長にご相談なんです、久居市これだけじゃなく、協議第 59、79、80、83、84 号の全てについて、慎重審議の意見がございまして、私が一つ一つ、その度に手を挙げて内容を言うべきなのか。第 82 号と 78 号以外は全て慎重審議で、もう少し継続にしていだきたいという意見がございました。どういう意見があったということは申し上げますが、どのようにさせていただいたらいいのか、ご相談をしたいと思
います。

会 長 ご相談いただきましたけれども。でも、私 1 人の考えじゃなくて皆さんにお諮りを
したいと思えます。今お伺いしております下水道、それから、あと都市計画税を除
いて全部慎重にと、こういうお話で、会議の冒頭久居市さんから慎重にやりなさいよ
という要望書もいただきまして、私もその通りだと思いますが、その慎重にというこ
とと、全部ずらすのと、また別のような気もしますし、とにかくいっぺんお諮りをい
たします。これから、後で 1 つ 1 つ出てきて久居辻委員さんも大変だとおっしゃいま
すので、このことに関して、ひっくるめて皆さんの団体では、それぞれご議論いた
いてきたと思いますので、個々でやっていこう、それとも久居市さんの考えで慎重に
ということは、具体的にはずらしなさいということだと思うんですけども。そのへん
の私の進め方にご意見をいただきたいと思えます。いかがでございましょうか。いか
がでございましょう。はい、どうぞ。

永田委員 久居市さん、ここで慎重に議論せえ、というのか、再度もういっぺん持ち帰って各
市町村で議論をしてこい、と言われるわけですか。

会 長 はい、それは後の方、久居市さんはそんなことを思ってるしゃる。皆さんのと
ころへもういっぺん持って帰って、やり直せとはおっしゃってない。こういうことだ
と思えます。

辻 委員 すいません。久居市の場合、今回の件は市長がいつも言われるように、サービ
スは高く、負担は低くとおっしゃっているのに、水道料金も幼稚園、保育園の保育料も全
部久居市は値上がっております。下水道だけは久居市にということですが。そうい
うことでありますので、ちょっと、久居市だけでもう一度持ち寄って議論をしたい
ということで、ここで皆さんにというわけではないのですが、私が一つ一つ議会でこ
ういうことがありましてと報告していきますと、皆さんにまた久居市のことだから
と思
っていただきましたら申し訳ないので、ちょっと、ただ内容的にはいろいろあった
のですが、もうちょっと、久居市としては慎重に審議をしたいために時間が欲しい
ということです。皆さんにお諮りをさせていただかないと、時間のほうもどんどん
取ってまい
りますし、久居市だけが手を挙げて報告してもまたご迷惑だと思いますので、
そのこ
とだけなんです。よろしくお願いいたします。

会 長 皆さんのご様子を拝見していて、私が進めていくのも、また、やり過ぎかも分
かり
ませんが、久居市さんがなお十分にご議論、これは私も議会のあり方として、
その
とおりだと思います。だけれども、あとの 9 つの議会の皆さんが、いろいろと今日
1 つ
のまとめ方をしようというふうに、ここへ来ていらっしゃいますので、私といた
しま
しては順次この議事を進めさせていただきたいと思えますが、よろしゅうござい
ます
か。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、少し、折角ご意見をいただいて、もっとはっきり延ばせということやったかも分かりませんし、いや、そうやないと、うちはもっと慎重にするよという意見だったかも知れませんが、そこは私もこれ以上あまり詮索を申し上げずに、皆さんのご意見がそうでございますので1個ずつ進めさせていただきたいと思います。それでは、ただ今の下水道事業につきまして、河芸町さんのご所見についての幹事長の説明がございました。そのことを踏みまして、この案の取扱いについて原案の形でよろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

海野委員 58号につきまして、2点ほど要望を私の方からさせていただきたいと思います。と申しますのは今お話ございましたように、志登茂川流域進めさせていただいております。新市になりますと流域というのが崩れてまいりますので、処理場、それから幹線事業ですね。そういったところを県の負担、いわゆる補助ですね、これを引き続いて、合併後もしていただけるように要望させていただきたい、ということが1つと。それから、区分18でございますけれども、今事業認可を受けている所及び都市計画決定区域については、新市になりますとも、各市町村で計画を進めておりますから、それに沿って調整の中で進められるように是非配慮願いたい。この2点だけご要望させていただきたいと思います。

会 長 はい。ご意見をお受け賜りいたしました。確かに流域下水道、少し処理場の仕事が遅れておりますので、今河芸町さんからの話ありましたように、いろんなところで歪が出てきて、私も残念に思いますけれども、県が処理場進めていくのは、それなりに大事にしていかならん問題もございますので、私もなるべく協議会でいつも皆さんにお諮りをしていますけれども、早くその問題に対処も大事ですけれども、一方皆長いこと待っておるんですから、そんなこともよろしく伝えてまいりたいと思います。さて、それでは、ただ今の58号について、原案どおりの内容でよろしゅうございますね。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、続きまして協議、はい。

池田委員 ちょっと、私の理解が悪かったようですが、先ほどの会長の発言はそれぞれの議案について、各市町村のご意見をお聞きをするというふうに受け止めたんですが、全て裁決を取られると、こういうことなんですか。

会 長 はい。そうです。ご意見をお伺いしていくというのは、裁決の前段の事柄ですから、お伺いをしていきます。ですけれども、今辻委員さんからお話のありましたように、自分というか久居市の議会でもまだまだ議論しなきゃならんからということでストップはしないという議事の進め方をお諮りする。こういうことです。だから、1個ずつ、いろいろなご意見をおっしゃっていただくのは、私は当然だと思います。

池田委員 協議第58号、第59号につきましては、以前提案され、継続協議になっているわけですが、協議第78号以降の関係につきましては、前回協議会で提案をされて本日協議、こういう取扱いの協議案件だと思います。少なくとも1回の協議で全て結論を出すということについては、私としては、理解をするわけにはいきません。それと今日結論を出さなければ協議スケジュールに影響が出るのかどうか。私は、そういったことはないと思いますが、もし、今日78号以下84号まで決めなければ、合併スケジュールに影響が出るということであれば別ですが、合併期日も一応平成17年1月という形で目標は決められておりますが、まだ最終的に何月何日というところまで決まっていなわけです。そういったことの中で、今日、協議第78号から第84号までを今日全て結論を出すということについては、私としては理解をするわけにはいきません。そのへんで事務局にも合併スケジュールに影響が出るのかどうか、その件も含めて考え等をお話いただきたいと思います。

会 長 それでは、スケジュールですから、幹事長さんお願いできますか。

幹事長 幹事長でございます。今回ご協議をいただいております78号から84号につしまし

ては、提案といたしましては前回4月28日の協議会でご提案をさせていただいておりますけども。基本的な考え方、協議の内容につきましては、その前回の4月15日で会長案ということでご説明をさせていただきまして、大変重要な課題であるということで1か月間の協議の時間を取らせていただいておりますので、できれば全体のスケジュール、まだまだ協議項目残っておりますので、本日も確認いただけるのであれば、今日お願いをしたいと思っております。

会 長 以上でございます。

池田委員 何回も申して恐縮ですが、久居市としては、あくまでも会議もせずに、ここに臨んだというわけではありません。10日も9時30分から6時前まで、昨日も夜の6時30分ぐらいまで特別委員会を開催しましたが結論が出なかったという経過でございますだけに、今日、裁決して結論を出されることについては、久居市としては理解をいたしかねます。しかし協議会でありますから、9市町村が今日結論を出されるということであれば、やむえません。

会 長 ありがとうございます。あと78号1個が出てまいりますので、また改めてその時に久居市さんのご意見も含めて皆さん方でご判断をいただいでいくことになると思います。それでは、もう一度戻りますが、58号につきまして、原案どおりの内容で確認をさせていただきます。

・協議第59号 各種事務事業の取扱いについて

上水道事業(その1)(継続協議項目)

会 長 続きまして、協議第59号各種事務事業の取扱いについて上水道事業(その1)を議題といたします。この項目は、水道の使用開始・中止、それから給水装置工事の申込手数料、給水装置工事の新規給水加入金、それから開発行為に伴う指導要綱、基準の4項目でございます。この項目につきましても、1月16日の第17回協議会でご提案をし、2月8日の第18回協議会でご協議をいただき継続協議になっておるもので、改めてご協議をいただくことになるものでございます。これも58号同様、ご説明をいたしました内容等でございますが、思い直していただきまして、ご質疑等ございましたらお願いをいたしたいと思っております。59号よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい、それでは協議第59号各種事務事業の取扱いについて上水道事業(その1)は原案どおりの内容で確認をさせていただきます。

・協議第78号 地方税の取扱いについて(その2)

会 長 続きまして、協議第78号地方税の取扱いについて(その2)を議題といたします。この内容は都市計画税についてでございます。調整の内容は津市の例により調整をする。合併と同時といたしまして、調整の具体的内容といたしましては、市街化区域の土地及び家屋に都市計画税を0.3%の税率で課税をいたします。ただし、久居市、河芸町、香良洲町の区域につきましては、平成21年度までの間に限り、課税免除といたします。なお、都市計画税は、都市計画税が課税をされております市街化区域におきまして、下水道事業、街路事業、区画整理事業等を行う別枠の財源といたしたいという内容でございます。それでは、この78号につきまして、ご質疑、ご意見がございましたら、お聞きをいたしたいと思っております。はい、田村委員さん。

田村委員 津市の田村でございます。まず、税というのは、基本であろうかと思っておりますので、まず、公平であるべきという立場でございます。その中で特例では5年の課税免除ができる。最大限に使うことがいいのかどうか、事情も分かりますので、3年程度で収めていただくことはできないのか、こんな思いをしております。そして、また、これは目的税でもあるわけですから、もし、5年という措置をされるのであれば、都

市計画事業の内容そのものを見直して、払う側からの立場として不公平感のないようなやり方を考えていただきたい。私も反対するわけではございませんけども、意見として申し上げてさせていただきたいとこのように思います。

会 長 それでは、ご意見に対しましての考え方を幹事長にお願いをしたいと思います。

幹 事 長 はい。都市計画税、目的税ということでございまして、市街化区域の中で行われる都市計画事業の財源ということでございます。それで、調整の具体的内容欄で、なお書きの所で書かさせていただいておりますけれども、これは課税されていない市街化区域、当然当初5年間については、現在の津市の区域、5年経過後は津市他、久居市、河芸町、香良洲町の2市2町の区域の市街化区域における都市計画事業の別枠財源ということで、目的税としての果たせるような形での財政運営をしていきたいということで、都市計画税としましては、応能部分と応益部分両方併せ持った税でございますので、そういう面では、当然課税されている地域への別枠の財源という意味で隔離的に書かさせていただいて、財源にはしていきたいということでございますので、ご理解をよろしくお願いします。

会 長 今、幹事長がご説明をいたしました。それでは、他にご意見、はい、どうぞ豊田さん。

豊田委員 一志町豊田でございます。今、田村議長がおっしゃいましたようなご意見とよく似ている部分かなと思いますけれども、この都市計画税に関しましては、大変難しい件だと思っておりますが、このような5年間の課税免除ですか、こういうふうに至った経緯をもう少し詳しくお願いしたいのと、よく協議会で使われておりますような激変緩和とか、そういうような措置も考えられたのかどうか、そこらへん、ちょっと、お伺いしたいと思います。

会 長 はい。それじゃ、お願いします。

幹 事 長 経緯でございますけれども、都市計画税につきましては、現在課税していない地域につきましては、合併後には新たな地域の課税ということでございまして、合併と同時に新規課税ということに関しては非常に住民に対する抵抗感が強いということで、それで合併特例法にも5年間の課税免除という特例が設けられたということで、合併を速やかに、なるべく受け入れられるような形に持っていくには、この特例を使ってはどうかということで、この5年間の特例を入れたということでございます。激変緩和ということに関しましては、まず税率を段階的に上げるとか、そういうこともあるわけですが、不均一課税が認められますれば、当初5年間だけでございますので、そういう意味では特例最大限使ったということで、初年度0で1年、2年以降、少しずつ上げていくという方法も可能ではございますけれども、そういう方法を取らずに、5年間課税免除ということでやったわけでございます。市街化整備を進めていく貴重な財源でございますので、なるべく税率を確保したいという観点と合わせて、速やかな合併がうまく住民に受け入れられやすい形での調整案ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

会 長 豊田さん、お分かりいただきましたか。それでは、いかがでございましょう。よろしゅうございましょうか。78号地方税の取扱いについて(その2)でございますけれども、今ご意見をお伺いしました、ご質問をお伺いしました以外にございませんでしたら、原案のとおりの内容で確認とさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

・協議第79号 国民健康保険事業の取扱いについて(その2)

会 長 続きまして、今度は協議第79号が国民健康保険事業の取扱いについて(その2)でございます。この内容は、国民健康保険料、それから国民健康保険料の本算定賦課・遡

及賦課・更正賦課などの2項目でございます。調整の内容は新たに制度を制定する。合併と同時といたしまして、調整の具体的内容といたしましては、賦課方法は、料とする。保険料の料です。それから賦課方式は、医療分、介護分とも3方式、これは所得割と均等割、平等割とする。4方式になりますと、ご承知の固定資産税割が出てまいります。それから算定方法は、旧ただし書き、いわゆる前年所得とする。それから賦課割合は、平準化、応能割を50%と応益割を50%とする。それから、料率等につきましては、医療費及び平成17年度新市において当該年度の医療費に見合う料率等を設定をする。遡及分については、従前の例により算定をする。少し口早に申し上げましたが、この内容でございます。それでは、このことにつきまして、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。はい、海野町長さん、どうぞ。

海野委員 この件も要望でございますけれども、区分25でございますが、3方式になりますと、資産割が所得割に上乘せされる。こういうことになるわけでございますが、年齢的にこの3方式にすることにおいて、かなり、保険料の増額が懸念される階層もあるわけでございますので、この調整を採用した際に、そういったところの上がり幅が非常に高いところは先ほどもお話も出てましたけども、何とか緩和策を取られるような方策があるかどうか、あればそれを採用していただきたい。このことを要望しておきたいと思っております。

会 長 あの、町長さん、下がり幅の激減もそんなふうに言われますか。お分かり。分かりました。いいですか。部会長さん、今の海野町長さんのお話を。

福祉保健部 はい。福祉保健部会部会長でございます。私も先ほどのお話の中で、資産割がなくなることに伴ってどうかと、具体的に申し上げますと、極端な例を申し上げますと、所得が非常に少ない方で資産はかなりお持ちになった方が逆に急激に下がることになると思っています。それから、その逆が上がるということになると思っています。私も14年の数字を見てもみますと、新市全体で資産割を占める額というのは、大体保険料の5%から6%程度、そうしますと、その新市全体の被保険者でうすく負担するということになりますので、町長おっしゃるように、階層で急激にというのがあるかも分かりませんが、今の時点としては、そういうふうに負担が増になるというのは、ちょっと想定しておりませんので。それと、もう1つ、激変緩和といいますが、当然財源をどこに求めるのかというような話にもなりますので、基本的にやはり、保険料の中できちっと医療費に見合うものを算定するという方式で議論してまいりましたので、是非ともご理解いただきたいと思っております。

会 長 部会長さん、私も質問が1つ。個々の保険料は、個々のケース、本当のレアケースが分かりませんし、ルールはこうだけでも、特に何とかせなならんというケースに対する対応策というのは、今のルールであったかしらね。

福祉保健部 あったと思います。ただ、ちょっと、今不明でございますけれども。財源をどっかに求めるということになりますので。ただ、低所得者に対してはそれぞれ7割、5割、3割とありますよね。それはありますけれども、特に、個々の事例に限って、0にするとかは、ちょっと今、私頭の中にございません。

会 長 ちょっと、すいません、具体的な話になってくると、細かくなりますので、町長さんのご心配というのは、意見として聞いておきなさいよというお話でしたので、我々といいますか、担当の者承りました。また、それぞれの調整が出てくれば、ご意見を出していくと思っております。それでは、いかがでございますでしょうか。79号個々の問題ですが、特に他ございませんでしたら、この調整内容でまとめたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、ご異議なしとのお声をいただきましたので、原案の内容で確認といたします。

・協議第 80 号 各種事務事業の取扱いについて
児童福祉事業（その 1）

会 長 続きますして、協議第 80 号各種事務事業の取扱いについて児童福祉事業（その 1）を議題とさせていただきます。この項目は、保育料事務の 1 項目についてです。調整の内容は新たに制度を制定する。合併と同時といたしまして、調整の具体的な内容といたしまして、保育料の入所負担金につきまして、国の徴収基準の合計の概ね 72%、これは 10 市町村の平成 13 年度の実績の加重平均でございますが、この 72%でいただいていくという方向で調整をしたい。階層区分につきましては、国の階層区分を原則といたしまして、それぞれの市町村で今おやりになっている実態を踏まえた細分化を図っていくということでございます。この細分化を図っても、入所負担金が大幅な上昇となるような区分につきましては、それぞれ経過措置を講じていきたい。こういう内容でございます。幅の取り方とか、いろいろ非常に細かくなっておりますので、また既にご覧になっていると思います。なかなか、ここでご説明がしにくいのでございまして恐縮でございますが、大綱そういうような考え方でやってまいりたいというのが、この 80 号でございます。特にご所見がございましたら、お願いをいたしたいと思いません。よろしゅうございましょうか。

（異議なし）

会 長 ありがとうございます。特にございませんようでしたら、この 80 号につきましては、原案どおりの内容で確認をさせていただきます。

・協議第 81 号 各種事務事業の取扱いについて
下水道事業（その 2）

会 長 次が、協議第 81 号各種事務事業の取扱いについて下水道事業（その 2）を議題とさせていただきます。この項目は、下水道使用料の賦課及び徴収の 1 項目です。調整の内容といたしましては、久居市の例により調整をする。合併と同時ということにいたしております。具体的内容でございますが、料金体系につきましては、久居市の例により合併時一元化をすると。ただし、新市におきまして下水道事業の運営に支障がないように、新市で新たに策定をいたします下水道事業計画を踏まえまして、合併後 3 年程度を目途に料金改定についての検討を行うものとする。賦課徴収事務につきましては、津市の例により、合併時に一元化する。このような調整内容でございますが、ご質疑がございましたらお願いをいたしたいと思いません。よろしゅうございましょうか。

（異議なし）

会 長 はい、ありがとうございます。特にご異議もございませんようでありますので、この内容で確認をさせていただきます。

・協議第 82 号 各種事務事業の取扱いについて
農林水産関係（その 4）

会 長 次は、協議第 82 号各種事務事業の取扱いについて農林水産関係（その 4）を議題とさせていただきます。これは、農業集落排水事業、いわゆる農集の 1 項目についてでございます。調整の内容は新たに制度を制定する。合併と同時といたしております。調整の具体的な内容といたしましては、建設に係る市町村負担割合及び受益者負担割合については、新市移行前からの継続事業について、当該事業が終了するまでの間は新市移行後も現行の負担割合等を適用する方向で調整をする。なお、新市における新規事業の市町村負担割合及び受益者負担割合は、新市において調整をする。こういうことでございます。使用料につきましては、河芸町さん、安濃町さんの例により、基本

料金 2,000 円、人数割 300 円に一元化する方向で調整をしたい。ただし、これも新市移行後 3 年程度を目途にいたしまして、合わせた時の状況等々、料金改定についての検討はやらなければならない。こういうことになっております。いかがでございますでしょうか。このことにつきまして、特にご質疑がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、農林水産関係(その4)、協議第 82 号でありますが、原案どおりの内容で確認とさせていただきます。

・協議第 83 号 各種事務事業の取扱いについて

上水道事業(その2)

会 長 次は、協議第 83 号各種事務事業の取扱いについて上水道事業(その2)でございます。これは、水道料金体系の1項目です。調整の内容は、津市の例により調整をする。合併と同時といたしております。調整の具体的内容は、上水道、簡易水道とも津市の料金体系で調整をする。美杉さんの簡易水道利用組合が管理する簡易水道につきましては、現行のとおりとする。メーター使用料につきましては、廃止の方向で調整をする。ただし、新市において水道事業の運営に支障がないように、新市で新たに策定する水道事業計画を踏まえまして、合併後 3 年程度を目途に料金改定について検討をしていかざるを得ない。こういうことでございます。このことにつきまして、ご所見がございましたらお願いをいたしたいと思います。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは、特にご意見がないようでございますので、この項は、申し上げた形で確認をさせていただきます。

・協議第 84 号 各種事務事業の取扱いについて

学校教育関係(その5)

会 長 次に、84 号各種事務事業の取扱いについて学校教育関係(その5)でございます。この項目は、公立幼稚園の保育料の1項目です。調整の内容は、津市の例により調整をする。合併と同時といたしまして、調整の具体的内容は、津市の例というのは、月額 6,000 円でございますが、これで調整をする。合併後は、教育内容の充実と職員の適正配置を図りまして、地域格差をなくするように努める。主任それから養護教諭につきましては、現状の教員数を基本に、園児数及び地域特性を考慮して配置をする。主任につきましては、全園に配置する。この場合は担任兼務も含まれてくる場合もあります。それから養護教諭につきましては、特に地域性を考慮したうえで拠点園に配置し、未配置園を複数兼務とする。こういうことになっております。それぞれ公立幼稚園をお持ちの団体は、今申し上げた、細かいことを申し上げましたけれども、既におやりになっている所やら、おやりになっていない所やら、いろいろあると思いますけれども、概ねそんなような格好で調整をしていきたい。こういうことでございます。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、特にございませんようですので、この項目につきまして原案のとおり確認とさせていただきます。今日、協議事項は以上でございます。それでは、会議次第の 4 次回協議会の日程等につきまして事務局に説明をさせていただきますので、今しばらく時間をいただきたいと思います。

4 次回協議会（第 25 回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成 16 年 5 月 27 日（木） 午後 1 時

場 所 津市役所 8 階 大会議室

協議予定事項

協議第 85 号 介護保険事業の取扱いについて《協定項目》

協議第 86 号 各種事務事業の取扱いについて
納税関係《協定項目》

協議第 87 号 各種事務事業の取扱いについて
保健衛生関係《協定項目》

協議第 88 号 各種事務事業の取扱いについて
診療所（直営）《協定項目》

協議第 89 号 各種事務事業の取扱いについて
生活保護事業《協定項目》

協議第 90 号 各種事務事業の取扱いについて
都市計画関係《協定項目》

会 長 ただ今、次回協議事項のご説明を申し上げました。随分内容もいろいろでございますので、また、部会の方、幹事の方にいろいろとデータ等は、ご説明もいたしておりますので、お聞き取りをいただきまして、ご議論をいただければと思います。本当に今日はありがとうございました。75号につきまして、ご理解を賜りましてお礼を申し上げます。私も、負託を受けてそれぞれの地域の行政にご努力をいただきました組織そのものにつきまして、大きく変化ということで、皆さんにご気分を煩わし、そして、またご承知をいただいたところでございます。同じ選挙を受けるものとしたしまして、いろいろのお立場というのは、本当によく分かり、私も少し悩むところでございますが、皆さんにご理解をいただきまして、ありがとうございました。今日は、それ以外に大事のことをいろいろとご相談を申し上げまして、スムーズに審議いただきましたことをお礼申し上げたいと思います。でも、まだ合併期日の問題があつて、それから、建設計画も最後の仕上げをしないといけないし、まだ大事のことが残っております。合併期日等につきましては、今日、法律の改正等の話も久居市さんからのご要望の中でいただきましたけれども。また、事務の進め方とか、いろんなことが絡まってまいりますので、なるべく早く、私の方といたしましては、考え方をまとめまして、ご提案をすとか、あらかじめ、事前にまた、お話をお伺いすとか、いろんなことを通しまして、早くやりたいな、こう思っております。基本項目の1個でございますので。また、それぞれ事務を進めていきます上に大きな問題になってきまして、事務方はいらいらして待っているようなことでございますので、その点お含みおきいただきまして、あえてご提案を申し、まだ上げておりませんが、事前によく、また、いろいろとご検討いただければと、こんなふうに思っております。どうも本当に、今日はありがとうございました。どうぞ、今後ともよろしくお願いをします。

平成 16 年 6 月 1 日

署名委員 1号委員 美里村長

黒 川 和 義 印

2号委員 久居市議会議長

辻 美 津 子 印

3号委員

木 下 美 佐 子 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。